

投資単位の引下げ促進のための指定替え基準等の見直しについて

平成17年 9月28日

株式会社名古屋証券取引所

1. 趣 旨

当取引所では、株式投資単位の引下げを通じて個人投資者層の市場参加を促すことが証券市場にとっての重要な課題であるとの認識に立ち、平成13年には、株式投資単位の引下げに向けたアクション・プログラムを策定・実施したほか、投資単位が50万円未満となった上場会社を対象として、指定替え基準において必要となる株主数（以下「所要株主数」という。）を優遇する措置（投資単位が50万円未満の場合には所要株主数を通常の半数、投資単位が10万円未満の場合には上場株式数にかかわらず一律に2,000人以上としている。）を実施している。

この結果、投資単位の引下げにより相当数の上場会社の投資単位が50万円未満となったが、現時点においても投資単位が50万円以上の上場会社については、1単元の株式の数の変更や株式分割による投資単位の引下げを検討しているものの、その実施により所要株主数が増加し、指定替え基準に該当する可能性が払拭できないため、1単元の株式の数の変更や株式分割を躊躇せざるを得ない、あるいは、投資単位の引下げの実現に向けて現行の株主数を大幅に増加させるため、大口の株主に対して売出しの依頼をせざるを得ない状況であるといった指摘がある。

そこで、こうした状況を改善し投資単位の引下げを一層促進するため、指定替え基準における所要株主数を一律に2,000人以上とするなど、上場制度の見直しを実施することとする。

2. 概 要

項 目	内 容	備 考
(1) 指定替えに係る株主数基準の見直し	・所要株主数を上場株式数に関わらず一律に 2,000人以上とする。	・現行は、上場株式数が20万単位未満の場合には、上場株式数が3万単位未満の場合にあっては2,000人、上場株式数が3万単位以上の場合にあっては2,000人に上場株式数2万単位から計算して上場株式数1万単位を増すごとに100人を加えた人数、上場株式数が20万単位以上200万単位未満の場合には、上場株式数が23万単位未満の場合にあっては3,800人、上場株式数が23万単位以上の場合にあっては3,800人に上場株式数20万単位から計算して上場株式数3万単位を増すごとに100人を加えた人数、上場株式数が200万単位以上の場合には、上場株式数が

項 目	内 容	備 考
(2) その他	<ul style="list-style-type: none"> 指定替え基準の見直しに伴い、一部指定基準における所要株主数も上場株式数に関わらず一律 2,200人以上とする。 	<p>205万単位未満の場合にあつては9,800人、上場株式数が205万単位以上の場合にあつては9,800人に上場株式数200万単位から計算して上場株式数5万単位を増すごとに100人を加えた人数としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行は、上場株式数が20万単位未満の場合には、上場株式数が3万単位未満の場合にあつては2,200人、上場株式数が3万単位以上の場合にあつては2,200人に上場株式数2万単位から計算して上場株式数1万単位を増すごとに100人を加えた人数、上場株式数が20万単位以上の場合には、上場株式数が22万単位未満の場合にあつては4,000人、上場株式数が22万単位以上の場合にあつては4,000人に上場株式数20万単位から計算して上場株式数2万単位を増すごとに100人を加えた人数としている。

3 . 実施時期

平成17年11月上旬を目途に実施する。

以 上